

## 【1992年11月30日】被用者年金制度間調整事業に関する懇談会報告書

### 被用者年金制度間調整事業に関する懇談会

#### 被用者年金制度間調整事業に関する懇談会報告書

平成4年11月30日

#### 被用者年金制度間調整事業に関する懇談会

当懇談会は、公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の要請により、本年6月より、被用者年金制度間の費用負担の調整事業(以下「制度間調整事業」という。)について、平成4年度中に見直しを行うため、検討を重ねてきたところであるが、今般、その対応策の基本的考え方を取りまとめたので報告する。

#### 1.はじめに

- ・ 制度間調整事業は、平成元年に成立した「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」に基づき、平成7年を目途とされている公的年金制度一元化の完了に向けての当面の措置として、被用者年金制度の共通給付部分について、各制度が共同して負担するものであり、平成2年度より実施されている。
- ・ この事業は、法制定時における国会において修正が行われ、これに基づき、平成2年度から4年度までの間については日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置により、日本鉄道共済組合に対する実質交付金額を1,150億円に減額するとともに、平成4年度までの間に「公的年金制度の一元化を展望しつつ、その運営状況等を勘案して」(法附則第6条)見直しを行うものとする旨規定されたところである。
- ・ また、見直しに当たっては、政府に被保険者、事業主及び学識経験者からなる検討の場を設ける旨の国会における附帯決議も踏まえ、当懇談会が開催されることとなったものである。
- ・ 当懇談会においては、このような経緯から、これまでの事業の運営状況、事業実施に当たっての前提となる日本鉄道共済組合の財政状況、公的年金制度の一元化との関係等を踏まえて、見直しの検討を行った。

#### 2.制度間調整事業の運営の状況等について

##### (1)制度間調整事業の仕組みと運営の状況

- ・ 制度間調整事業は、被用者年金制度の共通給付部分について費用負担調整を行うものであり、具体的仕組みとしては、次のとおりである。

被用者年金各制度の給付のうち、各制度の共通給付部分を算定し、被用者年金各保険者に対し、それぞれの保険者の共通給付部分の費用に充てるための交付金を交付することとされている。この場合、共通給付部分である調整対象給付の範囲としては、厚生年金相当部分の老齢・退職給付であり、このうち、60歳以上の者に支給されるものであって、昭和36年4月以降の加入期間に係る分に限るものとされている。

交付金の交付に要する費用に充てるため、被用者年金各保険者から標準報酬総額按分で拠出金の負担を求めるものとされている。

こうした仕組みの中で、資金の交付を受ける側であっても実質交付率(実質交付金/標準報酬総額)が一定水準以下の制度(具体的には、国家公務員等共済組合連合会)については、当面急がれる不均衡を是正するとの観点から、実質交付額がゼロとなるよう措置しているところである。

また、日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置により、平成2年度から4年度までの間は、日本鉄道共済組合に対する実質交付金の額を1,150億円に減額することとされており、これに伴い、拠出側の各保険者の調整拠出金は減額されている。

- ・ 以上のような仕組みのもとに、これまでのところ、概ね当初の見込みどおり各制度間の費用負担の調整が図られている。

## (2)日本鉄道共済組合の財政状況と見通し

- ・ 日本鉄道共済組合については、昭和62年10月の国鉄共済年金問題に関する閣僚懇談会において示された平成2年度から6年度の財政見通しによると年平均3,000億円の赤字が見込まれ、緊急に何らかの対策を要する状況に立ち至っていたところであるが、制度間調整事業による実質交付額1,150億円及び日本鉄道共済組合の自助努力等による1,850億円によって、当面、年金の支払いに支障をきたすことは回避される方途が講じられたところである。
- ・ 平成2年度以降の日本鉄道共済組合の収支の実績を見ると、平成2年度決算は制度間調整事業による調整が10か月分で44億円の赤字、平成3年度決算は198億円の黒字となっている。

この原因としては、当初見通しに比べ、

国鉄改革等に伴う退職者からの繰上げ支給の請求が予定どおりなされなかったこと

60歳まで定年が延長されたことに伴う組合員数の増加によって、保険料収入が増大したこと

を主因として好転したことによるものと考えられる。

また、自助努力等のうち、100億円を見込んでいた積立金の取崩し以外の部分は概ね予定通りであるが、平成2年度については積立金の取崩しが44億円であり、平成3年度については黒字決算となったことから積立金取崩しは行われていない。

このように、日本鉄道共済組合の財政については、制度間調整事業の実施により、自助努力等の効果と併せ、年金支払いに支障を来すことを回避できている。

- ・ 日本鉄道共済組合の今後の収支見通しとしては、  
繰上げ支給の請求の見込みについては、
  - ア. 今後いずれかの時点で繰上げ支給の請求が必ずなされるという意味で、平成 2・3 年度の財政状況の好転は一時的なものとも言えるが、
  - イ. 他方、ここ数年のうちに請求が大量に発生すると見込むことも必ずしも現実的とは言い難い面があると考えられること自助努力としての給付見直し措置等の効果が増加すると見込まれることから、現行の制度間調整事業の実質交付金 1,150 億円及び自助努力等 1,850 億円を前提とすると、日本鉄道共済組合の財政収支は、少なくとも平成 6 年度までは構造的に黒字が発生する可能性が高い。  
なお、日本鉄道共済組合の平成 7 年度以降当面の収支状況は成熟度の推計等から見ても急激に変化する見込みは少ないと考えられる。

### 3.制度間調整事業の見直しについて

#### (1)基本的考え方

- ・ 制度間調整事業は、一元化完了までの当面の措置として、産業構造の変化等による各制度間の成熟度(老齢年金受給者数の現役被保険者数に対する割合)の相違から生ずる被用者年金制度間の費用負担の不均衡を是正するものである。  
しかしながら、それは、各制度におけるこれまでの運営上の責任、例えば旧国鉄時代の期間についての清算事業団(国)等の責任を解除するものではなく、また、この事業は公的年金制度の運営の確保を図る観点から、現に財政が困難となっている制度を救済するという側面もあるため、拠出を受ける側においては支援する側の理解を得られるよう所要の自助努力等を行うことを前提とした制度となっている。
- ・ このため、実質的に交付金の受け手となっている日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合については、所要の自助努力等を行い、これと合わせて年金支払いに支障を来さないように交付金を交付することが関係者間の合意の前提となっている。
- ・ 今回の見直しに当たっても、各制度間の成熟度の相違からくる費用負担の不均衡の是正を基本としつつ、清算事業団(国)等の応分の負担を前提として支援される側が引き続き可能な限りの自助努力を行い、関係者の合意できる範囲内で費用負担の調整を行う必要がある。

#### (2)制度の仕組みについて

- ・ これまでの制度間調整事業の実施状況をみると、概ね当初の見込みどおり各制度間の費用負担の調整が行われており、また、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合

においても、自助努力等の効果と合わせ、年金の支払いに支障を生じない運営が可能となっている。このことは、本制度導入の趣旨に鑑みれば、当該制度が有効に機能していることを示すものと考えられることから、一元化完了までの当面の措置である制度間調整事業の基本的仕組みについて、当面、大幅な変更を加える必要はないと考えられる。

### (3)日本鉄道共済組合に対する特例減額措置について

- ・ 日本鉄道共済組合の特例減額措置は、制度間調整事業が平成7年を目途とされている公的年金制度一元化の完了までの当面の措置であることを踏まえ、この事業を円滑に実施するためには、拠出される側の自助努力を前提としつつ費用負担の調整を金額面で限定するものであることから、維持されるべきである。
- ・ 2の(2)に述べたとおり、日本鉄道共済組合の財政収支は、今後の繰上げ支給の請求の見込み、自助努力としての給付見直し措置の見込み等を勘案すると、少なくとも平成6年度までは、構造的に黒字が発生する可能性が高いという状況にある。この見通しは、他制度と比較しても、著しい給付抑制措置等を行うことを前提としたものであることには十分留意する必要がある。

他方、拠出する側においても、その財政が今後の急速な人口の高齢化を控えて容易なものではない状況の中で、制度間調整事業を実施するという事情を考慮する必要がある。

以上を総合的に勘案し、特例減額措置については、日本鉄道共済組合の財政状況に支障を生じさせない範囲で、現行の1,150億円を減額する方向で見直すべきである。

- ・ 今回設定されることとなる特例減額措置の額については、現段階において平成6年度まで日本鉄道共済組合の自助努力等の具体的内容を見込むことが可能であることから、平成5年度及び6年度のものとし、一元化が完了するまでの間に必要があれば、日本鉄道共済組合の財政状況等を踏まえて、その見直しを検討すべきである。

### (4)その他

- ・ 日本鉄道共済組合の自助努力等については、制度間調整事業の実施の前提となっているものであり、拠出する側の制度の納得を得る上でも必要であることから、清算事業団(国)、JR各社に係る負担も含め、引き続き相応の措置を行うべきである。

また、日本鉄道共済組合の給付の見直し、保険料率の大幅な引上げなどの受給者及び組合員に関わる措置については、長期的に維持することは望ましくないことから、再検討される必要があるが、当面、平成5年度及び6年度において引き続き継続することは止むを得ない。

なお、高齢社会の到来等の状況を踏まえ、今後、高齢者の知識、経験、技術等を有効に発揮できるよう、JR各社等においてもその雇用の促進を図ることが望まれる。

- ・ 日本たばこ産業共済組合についても、上記と同様の観点から所要の自助努力等を引き続き実施すべきである。

#### 4. 公的年金制度の一元化との関係

- ・ 公的年金制度の一元化について、政府は、高齢社会の到来等社会経済の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性のある発展を図るため、給付と負担の両面において制度間調整を進め、これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、平成7年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了することを決定している。
- ・ これまで、一元化に向けて昭和60年改正により基礎年金の導入が行われるとともに、被用者年金制度の給付面について将来に向けての公平化が図られ、さらに平成元年改正により、被用者年金制度の負担面についても、当面の費用負担の不均衡の是正として制度間調整事業が実施されているところである。
- ・ また、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合の財政状況の悪化には、産業構造・就業構造の変化という、組合員、受給者の責に帰しえない要因による側面もあることから、今後一元化の検討を進めるに当たり、制度分立による運営の不安定化に対処するという観点も踏まえる必要がある。
- ・ しかしながら、これまでの政府の検討状況を見ると、一元化の最終的な姿が示されておらず、検討が十分ではないといわざるを得ない。

歴史、沿革を異にする被用者年金制度について、具体的にどのような形で一元化を実現していくかについては、検討すべき課題も多く、検討に時間を要することが見込まれるので、平成7年を目途とする一元化の完了に向けて、政府は精力的に検討を行うべきである。

- ・ その際は、まず、それぞれの制度において十分検討を行い、制度間での調整を進め、合意形成に努める必要があるが、被用者年金各制度を通じて論議できる適切な場が設けられていないことから、政府は、適切な時期に、広く被用者年金各制度の関係者及び学識経験者等の参画を求め、一元化について審議される場を設けるべきである。このような場の設置は、国民に対しても一元化についての論議を明らかにしていくことにつながり、国民の理解、合意形成に資するものと考えられる。

#### 5. おわりに

制度間調整事業の見直しについては、年金制度の専門技術的な観点からさらに詰めるべき点もあると考えられるので、当懇談会としては対応策の基本的な考え方をとりまとめたものであるが、政府において、これを踏まえた対応策を講ずることとされたい。